

岡山県FOS少年団連盟規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この連盟は、友情・秩序・奉仕の精神をモットーとし、組織的な少年団活動を通じて少年の心身をきたえ、明るく健康な少年を育てるため、県下のFOS少年団を育成援助し、その発展を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この連盟は、岡山県FOS少年団連盟と称する。

(事務所)

第3条 この連盟は、事務所を岡山県教育庁生涯学習課内に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 この連盟は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) FOS少年団の登録並びに団旗及び制帽、標章の制定管理
- (2) FOS少年団のリーダーの養成
- (3) FOS少年団の交歓大会等全県的事業の実施
- (4) FOS少年団のための施設設備の整備
- (5) 機関紙等刊行物の発行
- (6) FOS少年団の育成その他青少年問題に関する調査研究
- (7) 関係団体との連絡提携
- (8) その他第1条の目的達成に必要な事業

第3章 加 盟 団

(加盟単位)

第5条 この連盟は、県下FOS少年団を加盟団として組織する。

(市町村連盟)

第6条 この連盟は、第4条の事業を効果的に遂行するため、市町村連盟を置き、加盟団は市町村ごとに市町村連盟を組織する。

(加盟登録)

第7条 加盟団は、この連盟の登録を受けなければならない。

- 2 登録に関する事項は、理事会で定める。

(会費納入)

第8条 加盟団は、この連盟の維持運営のため、毎年会費を納入しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第9条 この連盟には、次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
- (会長及び副会長)

第10条 会長及び副会長は、理事会において選出し、総会において承認する。

- 2 会長は、この連盟を代表し、その業務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

(理事)

第11条 理事は、市町村代表理事と会長委嘱理事とからなるものとする。

- 2 市町村代表理事は、市町村内における加盟団から、総会において選出する。
- 3 会長委嘱理事は、会長が、理事会の推薦に基づいて委嘱し、総会において承認する。
- 4 理事は、この連盟の業務の企画及び実施にあたる。

(監事)

第12条 監事は、理事会において選出し、総会において承認する。

- 2 監事は、この連盟の会計を監査し、総会に報告する。
- 3 監事は、この連盟の他の役員及びその他の職を兼ねることはできない。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。役員は再任されることができる。

- 2 役員は、任期満了後においても後任者が選出されるまでの間、その職務を行う。

(名誉会長)

第14条 この連盟は、総会の議により名誉会長を置くことができる。

(名誉役員)

第15条 この連盟には、必要に応じ、顧問・参与及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問・参与及び相談役は理事会の推薦により会長が委嘱する。

第5章 会議

第16条 総会は次の者をもって構成し、この連盟の重要事項について審議決定する。

- (1) 市町村連盟の中から選出された代議員
- (2) 前号の代議員数は理事会において決定する。
- (3) 役員

2 総会は毎年1回、定例的に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合には、臨時に総会を招集することができる。

(重要事項)

第17条 次の事項は、総会に報告してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 会計の監査結果
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

第18条 理事会は、会長・副会長及び理事をもって構成し、この連盟の業務を処理する。

2 理事会は、必要に応じ、会長が招集する。

3 理事会に、専門的事項を調査研究するため、専門委員を置くことができる。専門委員会及びその委員に関する事項は、理事会において定める。

(会議の成立及び議事)

第19条 総会及び理事会は、それぞれの構成委員の過半数の出席（委任状を含む）によって成立する。

2 総会及び理事会の議事は、それぞれ出席者過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 会 計

(経 費)

第20条 この連盟の経費は、会費・寄付金・助成金その他の収入をもってあてる。

(経 理)

第21条 この連盟の経理は、理事会の指示に従い、適正に処理しなければならない。

(会計年度)

第22条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 顕 彰

(表 彰)

第23条 この連盟は、第4条第(8)号に基づき、連盟に対して功績のあった個人及び団体を表彰する。

2 表彰については、岡山県FOS少年団連盟表彰規定による。

第8章 事務局

(事務局)

第24条 この連盟の事務所は、事務局と称し、事務局長のほか、幹事・書記その他の必要な職員を置く。

2 事務局長は、会長の指示を受けてこの連盟の事務を処理する。

第9章 その他

(規約の改正)

第25条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければ改正することができない。

付 則

この規約は、昭和39年7月22日から施行する。

この規約は、昭和48年5月18日一部改正する。

この規約は、平成4年5月24日一部改正する。

この規約は、平成9年5月25日一部改正する。

この規約は、平成15年5月25日一部改正する。

この規約は、平成17年5月29日一部改正する。

この規約は、令和元年5月12日一部改正する。

(注) 市町村FOS少年団連盟規約はこの基準に準じ、各市町村連盟において作成するものとする。

(注) 平成31年度役員については、令和元年5月12日総会での選出をもって行う。

岡山県FOS少年団連盟表彰規定

(趣 旨)

第1条 岡山県FOS少年団連盟は規約第7章第23条により、FOS少年団関係者又は支援者が、FOS少年団の活動・運営に力をつくし、その功績が顕著であって他の模範となる者に対し、この規定に定めるところによって表彰する。

(表 彰)

第2条 表彰は次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- 1 加盟継続5年以上の団体の単位団及び市町村連盟で功績があった団体。
- 2 リーダー（副リーダー）として、加盟年数5年以上の個人で功績のあった者。
- 3 連盟に対して、功労があり、感謝の意を表するに価する団体・個人。
- 4 ボランティアとして、3年以上活発に活動し功績のあった者。
- 5 加盟団員で、他の模範となる善行をおこなった者。
- 6 その他岡山県FOS少年団連盟の振興に関し、特に著しい貢献をしたと認める者。

(内 申)

第3条 市町村FOS少年団連盟は、第2条に該当すると認められた個人・団体があるときは表彰内申書によって、岡山県FOS少年団連盟に内申するものとする。

(審 査)

第4条 表彰を公正かつ適切に行うため、理事会をもって行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は毎年1回（総会時）定期に行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

(表彰内容)

第6条 表彰は表彰状により行う。この場合において副賞として記念品を授与することができる。

- 2 表彰を受ける者が表彰前に配置転換・退団等によって岡山県FOS少年団連盟会員及び団体でなくなった場合も表彰状及び記念品を授与することができる。
- 3 その他表彰の内容は内規による。